

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 款：民生費 項：国民健康保険費 目：国民健康保険指導費

事業名 国民健康保険広域化等支援基金積立金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 国民健康保険課 管理・国保運営係

電話番号：058-272-8434 E-mail：c11218@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 24,797 千円 (前年度予算額：24,726 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	24,726	0	0	0	326	0	24,400	0	0
要求額	24,797	0	0	0	397	0	24,400	0	0
決定額	24,797	0	0	0	397	0	24,400	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

市町村の国民健康保険 (以下、「国保」という) 事業の運営の広域化及び国保財政の安定化に資するため、県は広域化等支援基金を設置し、国保財政の広域化等を推進し、市町村国保の運営の安定化を図る。

(2) 事業内容

市町村からの要望に応じて、基金を取崩し、下記の事業を実施している。運用益及び貸付金の償還金は、すべて基金に積み立てている。

○保険財政広域化事業

[貸付事業]

国保事業の運営の広域化等の際に、市町村の間で保険料に格差があることから、保険料の引き上げが必要となった市町村に対して、急激な引き上げを緩和するために必要な費用に充てるため、貸付事業を行う。

[交付事業]

広域化等に伴う事務経費、広報啓発事業に必要な経費その他広域化等の立ち上げに必要な費用に充てるため、交付事業を行う。

○保険財政自立支援事業

[貸付事業]

市町村の行う国保事業において、見込みを上回る給付費の増大や通常
の努力を行ってもなお生じる保険料の収納不足等により、国保の財政に
おける収支の不均衡が見込まれる場合、当該財政不足額の一時的な補填
に必要な費用に充てるため、無利子貸付を行う。

○要求額（24,797千円）の内訳は次のとおり。

[貸付金償還額] 計 24,400千円

・養老町からの償還分：24,400千円

平成28年度に保険財政自立支援事業で122,000千円を貸付（無利子）

償還計画：平成30年度～令和4年度の5ヶ年で、毎年度24,400千円。

[基金運用収入] 計 397千円

・基金運用収入積算のとおり

(3) 県負担・補助率の考え方

毎年度の積立額は、県基金の運用収益と貸付金の償還金のみである。

(4) 類似事業の有無

国民健康保険財政安定化基金積立金

3 事業費の積算内訳

事業内容	既定額	事業内容の詳細
積立金	24,797	貸付金償還額 24,400 運用収入 397
合計	24,797	

決定額の考え方

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

市町村の国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に資するため、県は国民健康保険広域化等支援基金を設置し、国民健康保険財政の広域化等を推進し、市町村国民健康保険の運営の安定化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

積立額は、運用収益と貸付金の償還金のみであり、指標にはなじまない。

(前年度の取組)

・基金の運用益及び平成28年度に養老町に貸し付けた保険財政自立支援事業の償還金を積み立てた。

(前年度の成果)

・基金に運用益及び償還金を積み立てたことにより基金総額が増額し、今後の貸付事業等を行ううえで必要な資金枠の拡大が図れた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	市町村国保財政が厳しい状況にある中、基金に運用益及び償還金を積み立てることにより基金総額が増額し、今後の貸付事業等を行ううえで必要な資金枠の拡大が図れることから、非常に重要度が高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) —	—
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	基金は、毎年度、最も確実かつ有利な方法で保管・運用している。

(今後の課題)

・ 平成31年度以降は取崩しの予定はないが、養老町からの償還金及び運用収入を積み立てる。(令和4年完了予定)
--

(次年度の方向性)

・ 上記のとおり次年度以降も基金に運用益及び償還金の積み立てを行う。
